

※申込みは裏面の内容もご確認ください。

世田谷区マンション防災共助促進事業申込書

世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱に基づく防災備品の配布等を希望するので、次のとおり提出します。

【1】申込者

団体名（管理組合等）	☐ 管理組合 ☐ 賃貸マンション所有者 ☐ 管理会社 ☐ 居住者の代表*			
ふりがな				
氏 名				
住 所	〒			
連 絡 先	電話番号		FAX	
	メールアドレス	@		

*「居住者の代表」とは、都営住宅や区営住宅のように行政がマンションを所有、管理等している場合において、代表者が申込みを行うことなどを想定しています。

【2】マンションの状況

マンション名称（棟別）					
マンション住所 （防災備品納品場所）	〒				
住戸数	戸	階数	階	複合施設	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ）
※以下のマンション区分から一つを選択してください。 例えば、分譲部分と賃貸部分が混在するようなマンションの場合は、その割合が多いほうを選択してください。					
☐ 分譲マンション ☐ 賃貸マンション ☐ 社宅 ☐ 公営住宅 ☐ その他（ ）					

【3】連絡先窓口（担当者）

ふりがな				
担当者氏名				
住 所	〒			
連 絡 先	電話番号			
	メールアドレス	@		

※防災備品の配布が決定した場合は、納品日時に関する連絡を連絡先窓口（担当者）にいたします。
また、防災備品の製品に関する注意事項等の説明があるため、連絡先窓口の方は納品時にお立会いをお願いいたします。

【4】納品関係

納品希望曜日 （複数選択可）	☐ 月	☐ 火	☐ 水	☐ 木	☐ 金	☐ 土	☐ 日	
納品希望時間帯 （複数選択可）	☐ 午前（9時から12時まで）				☐ 午後（12時から18時まで）			

※納品場所は、原則【2】のマンション住所となります。防災備品は令和7年12月中旬から配送予定です。

【5】防災備品の選択

グループ①		グループ②		グループ③	
☐	ポータブル蓄電池（中型） ソーラーパネル付き	☐	ポータブル蓄電池（小型） ソーラーパネル付き	☐	キャリーカート
☐	軽量電動階段台車	☐	エレベーターチェア		
		☐	スリムタイプ ☐ スタンダードタイプ		
☐	選択しない	☐	選択しない	☐	選択しない

※上記①～③の各グループからそれぞれ一つずつ防災備品を選択（最大3品目）してください。
同グループから複数選択することはできません。設置する場所がない等の理由により不要な場合は選択しないこともできます。

【6】防災備品の保管場所及び点検（訓練）予定

保管場所		
点検実施予定月	月	点検（訓練）方法

※防災備品を災害発生時に有効に活用でき、マンション内で話し合った「保管場所」、「点検実施予定月」及び「点検（訓練）方法」を記入してください。未記入、未定、単なるマンション名等の記載は、受付できない場合があります。

※申込みは表面の内容もご確認ください。

申込者(団体名)

マンション名称

以下の遵守事項、確認事項及びアンケートにご回答ください（□に✓を入れてください）。

遵守事項

①	申込受付後に虚偽の申込みと判明した場合、供与された防災備品は返還します。	□
②	防災備品の転売や譲渡はしません。申込みをしたマンションにおいて活用します。	□

確認事項

①	令和7年6月に実施した募集で配布が決定したマンションは申込みすることができません。	□
②	申込みにあたっては、マンション内でよく話し合ってください。 申込みは、マンション1棟につき1回までです。重複した申込みがないように注意してください。	□
③	申込みは棟単位です。建築確認申請図書等で棟数を確認し、棟ごとに申込みをしてください。	□
④	廃番、製造中止等のやむを得ない事由により納品ができなくなった場合は、代替品（同等品以上）が納品されます。	□
⑤	納品時は「連絡先窓口(担当者)」等が必ず立ち会い、納品業者から防災備品の取り扱いの説明を受けてください。	□
⑥	納品時の初期不良以外の故障等に対し、区では修理対応、その他修理費用の補償等はいたしません。	□
⑦	納品時、納品業者が「防災備品の保管場所」に防災備品が納品された状況写真を撮影します。	□
⑧	納品後は、申込者の責任により定期的な点検等を行い、災害発生時に有効に活用できる状態を保持してください。	□
⑨	破損等により廃棄する場合は、申込者の負担により廃棄してください。	□
⑩	申込数が配布予定棟数（1,000棟）を超過し、かつ予算の上限を超えた場合は、抽選により防災備品を供与するマンションを決定します。	□
⑪	本事業で区が知り得た情報（申込内容、アンケート結果等）は、「防災区民組織」に関する案内を含む、マンションにおける在宅避難の推進、マンション居住者の防災意識向上や共助促進を目的とした事業に活用させていただきます。	□
⑫	その他、世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱を遵守してください。	□
⑬	【エレベーターチェアを申し込まれた方のみご回答ください】 エレベーターチェアの規格（高さ等）、エレベーターかご内の状況（手すり、スペース等）を確認し、エレベーターチェアを設置することに支障がないことを確認してください。※スリムタイプ（高515mm 幅350mm 奥行282mm）、スタンダードタイプ（高450mm 幅500mm 奥行410mm）	□

アンケート

※今後の在宅避難推進事業の参考とさせていただきます。

①	マンション内で、防災訓練や防災について話し合いをしたことがありますか。	□	はい	□	いいえ
②	マンションとして災害時に必要な食料、水等の備蓄をしていますか。	□	はい	□	いいえ
③	マンション内に防災組織がありますか。	□	はい	□	いいえ
		□	検討中又は今後考えたい		
④	世田谷区では、震災時に自らの命を守り助け合おうと住民同士で自主的に結成した「防災区民組織」を支援していますが、この「防災区民組織」を知っていますか。 防災区民組織には、以下のような助成制度があります。 <活動奨励金の交付制度> 区は、防災区民組織へ奨励金を交付し、防災訓練や防災意識啓発事業等の活動を支援します。 <防災資機材の整備助成制度> 区は、防災区民組織に対し、備蓄物品や防災資機材の購入経費等を助成します。 また、防災区民組織結成時には、防災資機材の供与を行います。	□	はい	□	いいえ
⑤	災害時において、地域との連携が必要だと感じますか。	□	はい	□	いいえ

※申込みにあたっては、区ホームページに掲載されている「世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱」、「よくある質問」等をあわせてご確認ください。



二次元コード
(区HP)